

●香川県告示第28号

平成12年香川県告示第199号（香川県使用料、手数料条例別表第2の12の項の知事が定める額）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の2の規定は、同年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 2級又は3級の技能検定に係る実技試験を受検する者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において<u>25歳</u>に達していないもの</p> <p><u>(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者</u></p> <p><u>(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表において「減免対象者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。</p> <p>(1) 2級又は3級の技能検定に係る実技試験を受検する者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において<u>35歳</u>に達していないもの</p> <p><u>(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者</u></p>